

令和4年
第1回臨時会

東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会会議録

令和4年3月18日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会会議録 目次

期日	1
場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
出席議会事務局職員	2
議事日程	2
追加議事日程	2
開会・開議	3
会議録署名議員指名	3
諸般の報告	3
例月出納検査の結果の報告・定期監査等の結果報告	3
挨拶（山崎孝明管理者）	4
日程第1 会期の決定について	4
日程第2 議案第8号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	4
日程第3 議案第9号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	4
日程第4 議案第10号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	4
日程第5 議案第11号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	5
提案理由説明（中尾正巳総務部長）	5
委員会付託	6
日程第6 報告第2号 専決処分した事件の報告について	6
会議時間の延長	6
休憩	6
再開	6

追加日程第 1	議案第 8 号	中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について……………	7
追加日程第 2	議案第 9 号	多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について……………	7
追加日程第 3	議案第 10 号	有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について……………	7
追加日程第 4	議案第 11 号	葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について……………	7
財務委員長の報告（水島道徳財務委員長）……………			7
採決……………			8
会期中の閉会……………			8
挨拶（山崎孝明管理者）……………			8
閉 会……………			8
資 料……………			11
議 案……………			21

令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会

1 期 日 令和4年3月18日(金)

2 場 所 東京区政会館 19階 191会議室

3 出席議員(21名)

- | | | |
|-----|------|--------|
| 1番 | 千代田区 | 桜井 ただし |
| 2番 | 中央区 | 木村 克一 |
| 3番 | 港区 | 清原 和幸 |
| 4番 | 新宿区 | 桑原ようへい |
| 5番 | 文京区 | 田中としかね |
| 6番 | 台東区 | 水島 道徳 |
| 7番 | 北区 | 名取ひであき |
| 8番 | 荒川区 | 菅谷 元昭 |
| 9番 | 品川区 | 本多 健信 |
| 10番 | 目黒区 | おのせ 康裕 |
| 11番 | 大田区 | 鈴木 隆之 |
| 12番 | 世田谷区 | 下山 芳男 |
| 14番 | 中野区 | 内川 和久 |
| 15番 | 杉並区 | 大和田 伸 |
| 16番 | 豊島区 | 磯 一昭 |
| 17番 | 板橋区 | 坂本あずまお |
| 19番 | 墨田区 | 木内 清 |
| 20番 | 江東区 | 榎本 雄一 |
| 21番 | 足立区 | 古性 重則 |
| 22番 | 葛飾区 | 峯岸 良至 |
| 23番 | 江戸川区 | 福本 光浩 |

4 欠席議員(2名)

- | | | |
|-----|-----|---------|
| 13番 | 渋谷区 | 斎藤 竜一 |
| 18番 | 練馬区 | かしわざき 強 |

5 出席説明員

- | | |
|------|-------|
| 管理者 | 山崎 孝明 |
| 副管理者 | 成澤 廣修 |
| 副管理者 | 深井 祐子 |

監査委員	山本泰人
監査委員	本間敏明
総務部長	中尾正巳
総務部担当部長(総務課長事務取扱)	古館陽
清掃事業国際協力室長	小林孝
施設管理部長	小林幹明
建設部長	高垣克好

6 出席議会事務局職員

事務局長	志賀美知代
事務局次長	入野順一
書記	佐藤雅展
同	大沼光輝

7 議事日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第8号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第9号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第10号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第11号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- 日程第6 報告第2号 専決処分した事件の報告について

8 追加議事日程

- 追加日程第1 議案第8号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第9号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 議案第10号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- 追加日程第4 議案第11号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

開 会 (午後 3 時 3 5 分)

○桑原ようへい議長 ただいまから令和 4 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 1 1 2 条の規定に基づき、1 7 番坂本あずまお議員、1 9 番木内清議員を会議録署名議員に指名いたします。

次に、諸般の報告について、事務局長から報告いたします。

○志賀美知代事務局長 御報告申し上げます。

- 1 令和 4 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 説明員の出席について

以上 3 件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読を省略いたします。

なお、本日御出席いただいている議員は 2 1 名でございます。

○桑原ようへい議長 次に、例月出納検査の結果報告及び令和 3 年度定期監査等の結果についての報告が監査委員から提出されておりますので、事務局長から報告いたします。

○志賀美知代事務局長 御報告申し上げます。

- 1 令和 4 年 1 月分例月出納検査の結果報告
- 2 令和 3 年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会監査の結果について
- 3 令和 3 年度財政援助団体東京エコサービス株式会社監査の結果について

以上 3 件につきましては、お手元に文書の写しをお配りしておりますので、配付をもって報告とさせていただきます。

○桑原ようへい議長 ここで、管理者から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○山崎孝明管理者 管理者の山崎でございます。令和4年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

議長の皆さまにおかれましては、定例会中であろうと思いますが、お忙しい中御参集賜り、誠にありがとうございます。

また、当組合の運営につきまして、日頃から御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

本日の臨時会に提出いたします案件は、契約案が4件、報告が1件でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○桑原ようへい議長 管理者の挨拶が終わりました。

これより日程に入ります。

日程第1を議題といたします。

[事務局長朗読]

日程第1 会期の決定について

○桑原ようへい議長 会期についてお諮りいたします。今臨時会の会期は、会議規則第4条第1項第2号の規定に基づき、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○桑原ようへい議長 御異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

次に、日程第2から日程第5までを一括議題といたします。

[事務局長朗読]

日程第2 議案第 8号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第3 議案第 9号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第4 議案第10号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第5 議案第11号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

○桑原ようへい議長 これらの案について、提案理由の説明を求めます。

○中尾正巳総務部長 議案第8号から議案第11号までの4議案につきまして、提案理由及びその内容を一括して御説明申し上げます。

本案は、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するものでございます。

初めに、議案第8号、中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。契約の方法は随意契約。契約金額は4億9,720万円。契約の相手方は、大阪府大阪市住之江区南港北一丁目7番89号、日立造船株式会社取締役社長、三野禎男。代理人、東京都品川区南大井六丁目26番3号、日立造船株式会社東京本社環境営業統括部長、石川英司でございます。

次に議案第9号、多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。契約の方法は随意契約。契約金額は4億9,500万円。契約の相手方は兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目4番78号、株式会社神鋼環境ソリューション取締役社長、大濱敬織。代理人、東京都品川区西品川一丁目1番1号、株式会社神鋼環境ソリューション東京支社東京支社長、久保哲也でございます。

次に議案第10号、有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。契約の方法は随意契約。契約金額は3億6,630万円。契約の相手方は、神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社代表取締役社長、菱沼隆之。代理人、神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社国内事業部営業部長、二橋仁郎でございます。

最後に、議案第11号、葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。契約の方法は随意契約。契約金額は4億4,990万円。契約の相手方は兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号、株式会社タクマ代表取締役社長、南條博昭。代理人、東京都港区芝

浦三丁目9番1号、株式会社タクマ東京支社支社長、丸田元太でございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○桑原ようへい議長 提案理由の説明は終わりました。これらの案については、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第6を議題といたします。

[事務局長朗読]

日程第6 報告第2号 専決処分した事件の報告について

○桑原ようへい議長 本件について、報告を求めます。

○中尾正巳総務部長 報告第2号につきまして御報告申し上げます。本件は廃棄物処理手数料の滞納業者に対する訴訟提起に関する専決処分についてで、有限会社スズの廃棄物処理手数料の納付遅滞について、全額回収のめどが立たない状況となっているため、未納手数料の支払いを求める訴えを提起するもので、訴訟の目的額が1,000万円以下であることから、管理者の専決処分事項の指定について第1号の規定に基づき、3月7日付で管理者の専決処分を行ったものでございます。

報告は以上でございます。

○桑原ようへい議長 ここで議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長いたします。この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時43分）

再 開（午後4時5分）

○桑原ようへい議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、財務委員長から委員会の審査報告書が提出されました。審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもって御報告いたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第8号他3件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○桑原ようへい議長 御異議なしと認めます。よって議案第8号他3件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1から追加日程第4までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第1 議案第8号 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第2 議案第9号 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第3 議案第10号 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第4 議案第11号 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

○桑原ようへい議長 これらの案につきまして財務委員長の報告をお願いいたします。

○水島道徳財務委員長 財務委員会に付託されました議案第8号から議案第11号までの4議案につきまして、審査経過及び結果を御報告申し上げます。委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。

審査に当たっては、特に質疑意見等はなく、採決の結果、委員会は議案第8号から議案第11号までの4議案につきましては、いずれも全員賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって財務委員会の報告を終わります。

○桑原ようへい議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○桑原ようへい議長 御質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。財務委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

初めに、議案第8号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○桑原ようへい議長 御異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○桑原ようへい議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○桑原ようへい議長 御異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第11号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○桑原ようへい議長 御異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

以上で今臨時会の日程は全て終了いたしました。ここで管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○山崎孝明管理者 第1回臨時会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。本日提出いたしました議案につきまして、慎重に御審議いただき、いずれも原案どおり御可決を賜り、誠にありがとうございました。本日の御議決に基づき、適正に事業執行を行ってまいります所存であります。

年度末の大変お忙しい時期であります。議長の皆さまにおかれましては、どうか健康に十分御留意いただき、これからもますます御活躍されますことを心よりお祈り申し上げて御挨拶といたします。ありがとうございました。

○桑原ようへい議長 管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会（午後4時10分）

会議録署名議員

議長 桑原ようへい

議員 坂本あずまお

議員 木内 清

資

料

令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会
議事日程

令和4年3月18日（金） 午後3時35分 開議

- | | | |
|------|-----------|----------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定について | |
| 日程第2 | 議案第8号 | 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 日程第3 | 議案第9号 | 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 日程第4 | 議案第10号 | 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 日程第5 | 議案第11号 | 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 日程第6 | 報告第2号 | 専決処分した事件の報告について |

写

3清総総第659号

令和4年3月11日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 桑原 ようへい 様

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎 孝明

東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会の招集について（通知）

本日、別紙写しのとおり令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を招集する告示をしたので通知します。

写

東京二十三区清掃一部事務組合告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、
令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を次のとおり
招集する。

令和4年3月11日

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎 孝明

1 期日

令和4年3月18日（金）

2 場所

東京区政会館 19階 191会議室

3 付議事件

- (1) 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- (2) 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- (3) 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- (4) 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- (5) 専決処分した事件の報告について

写

3 清総総第703号
令和4年3月11日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 桑原 ようへい 殿

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎 孝明

議案の送付について

令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会に提出する議案を、下記のとおり
送付します。

記

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 議案第8号 | 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 議案第9号 | 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 議案第10号 | 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 議案第11号 | 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について |
| 報告第2号 | 専決処分した事件の報告について |

(写)

3 清総総第 7 0 5 号
令和 4 年 3 月 1 8 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 桑原 ようへい 様

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 山崎 孝明

説明員の出席について（通知）

令和 4 年 3 月 1 1 日付け 3 清議第 2 2 7 号により要求のあった、令和 4 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会における執行機関の出席者を下記のとおり通知します。

記

（出席者職・氏名）

管 理 者	山 崎 孝 明
副 管 理 者	成 澤 廣 修
副 管 理 者	深 井 祐 子
監 査 委 員	山 本 泰 人
監 査 委 員	本 間 敏 明
総 務 部 長	中 尾 正 巳
総 務 部 担 当 部 長 総 務 課 長 事 務 取 扱	古 舘 陽
清 掃 事 業 国 際 協 力 室 長	小 林 孝
施 設 管 理 部 長	小 林 幹 明
建 設 部 長	高 垣 克 好

(写)

3 清 監 第 6 6 号
令 和 4 年 3 月 7 日

東京二十三区清掃一部事務組合
議 会 議 長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合

監査委員 本 間 敏 明
監査委員 山 本 泰 人
監査委員 木 内 清

令和 4 年 1 月 末 現 在 に お け る 例 月 出 納 検 査 の 結 果 報 告 に つ い て

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 の規定により検査を実施したので、同条第 3 項の規定により、その結果に関する下記の報告を提出します。

記

- 1 検査実施日
令和 4 年 2 月 1 7 日（木）
- 2 検査の結果
今回は、令和 4 年 1 月 末 日 現 在 に お け る 例 月 出 納 検 査 を 実 施 し た。
出納金については、組合指定金融機関等から提出された諸証書と照合の結果、
いずれも計数上一致し過誤のないことを確認した。
歳入歳出の現計、予算の執行状況及び現金の保管状況は次のとおりである。

歳入歳出現計表	別表 1
現金保管状況調書	別表 2
歳入調書	別表 3
歳出調書	別表 4

(担当者)

東京二十三区清掃一部事務組合
監査事務局 大塚
電話：03 (6238) 0855

Z010402

別表1 歳入歳出現計表

令和4年1月末現在 (単位:円)

一般会計	収入済額		支出済額		現金現在高	対予算額	
	上段 本月分 下段 累計	上段 本月分 下段 累計	上段 一時借入金 下段 繰越金	上段 還付未済 下段 不納欠損		収入率 (%)	支出率 (%)
歳入歳出予算額	5,210,490,959	5,427,668,490	0	0	10,591,162,690	66.5	55.0
92,430,000,000	61,435,280,517	50,844,117,827	0	0			
歳入歳出予算外経理に属する現金					127,169,537		
基金繰替運用					0		
合計額					10,718,332,227		

別表2 現金保管状況調書

令和4年1月末現在 (単位:円)

区分	金額	区分	金額
普通預金	5,717,000,000	当座預金	1,332,227
定期預金	0	現金	0
通知預金	0	その他	0
譲渡性預金	5,000,000,000	合計	10,718,332,227

別表3 歳入調書

令和4年1月末現在 (単位:円)

一般会計	収入済額		上段 還付未済 下段 不納欠損	収入未済額	収入率	
	上段 予算額 下段 調定額	上段 本月分 下段 累計			対予算 (%)	対調定 (%)
分担金及び負担金	39,000,000,000	3,249,988,000	0	3,249,988,000	83.3	90.9
35,749,868,000	32,499,880,000	0	0			
使用料及び手数料	13,060,471,000	1,136,657,031	0	1,159,962,671	71.6	89.0
10,511,185,293	9,351,222,622	0	0			
国庫支出金	7,032,326,000	0	0	0	0.0	-
0	0	0	0	0		
財産収入	15,120,000	348,061	0	1,920	110.1	100.0
16,649,293	16,647,373	0	0	0		
寄附金	1,300,000	0	0	0	275.4	100.0
3,580,000	3,580,000	0	0	0		
繰入金	10,217,000,000	0	0	0	58.7	100.0
6,000,000,000	6,000,000,000	0	0	0		
繰越金	300,000,000	0	0	0	999.9	100.0
6,374,193,455	6,374,193,455	0	0	0		
諸収入	8,463,783,000	823,497,867	0	904,424,996	84.9	88.8
8,094,182,063	7,189,757,067	0	0	0		
組合債	14,340,000,000	0	0	0	0.0	-
0	0	0	0	0		
合計	92,430,000,000	5,210,490,959	0	5,314,377,587	66.5	92.0
66,749,658,104	61,435,280,517	0	0	0		

別表4 歳出調書

令和4年1月末現在 (単位:円)

一般会計	上段 予算額 下段 予備費充用	予算現額	支出済額		予算残額	支出率 (%)
			上段 本月分 下段 累計	上段 繰越金		
議会費	10,133,000	0	95,483	4,895,121	51.7	
0	10,133,000	5,237,879	136,946,217	512,435,306	59.1	
総務費	1,251,778,000	0	739,342,694	36,538,891,299	51.9	
75,996,806,000	75,996,806,000	4,698,264,711	39,457,914,701	2,234,482,844	79.3	
清掃費	10,784,106,000	0	592,362,079	1,986,187,603	51.3	
10,784,106,000	10,784,106,000	8,549,623,156	0	8,990,000	0.0	
職員費	4,078,187,000	0	0	300,000,000	0.0	
0	4,078,187,000	2,091,999,397	1,986,187,603	0	0.0	
公債費	8,990,000	0	0	0	0.0	
0	8,990,000	0	0	0	0.0	
諸支出金	300,000,000	0	0	0	0.0	
0	300,000,000	0	0	0	0.0	
予備費	92,430,000,000	0	5,427,668,490	41,585,882,173	55.0	
0	92,430,000,000	50,844,117,827	41,585,882,173	55.0		

(写)

3 清 監 第 6 8 号
令和4年3月1日

東京二十三区清掃一部事務組合
議 会 議 長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合

監査委員 本間敏明
監査委員 山本泰人
監査委員 木内清

令和3年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体(東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会)監査の結果について(報告)

このことについて、地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、吉住健一監査委員及び和田ひでとし監査委員は令和3年6月27日まで関与し、山本泰人監査委員及び木内清監査委員は同年6月28日から関与しています。

記

第1 定期監査

1 監査実施期間

令和3年5月11日から令和4年2月17日まで実施した。

2 監査対象(全所属)

総務部、清掃技術訓練センター、清掃事業国際協力室、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部、会計室、監査事務局、議会事務局

3 監査の範囲と観点

(1) 監査の範囲

令和2年4月1日から監査実施当日分まで
ただし、契約関係は令和2年度分の事務処理について監査した。

(2) 監査の観点

① 東京二十三区清掃一部事務組合(以下「清掃一組」という。)の予算執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、並びに財産管理等財務に関する事務の執行が法令等の趣旨に沿って適正に行われているか。

② 事務事業が計画や目的に沿って実施され、かつ経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか。

③ 令和元年度定期監査での注意・指導事項が是正されているか。

4 監査の方法

定期監査については、監査資料に基づき書類審査、ヒアリング等により行った。

また、清掃工場、中防処理施設管理事務所及び清掃技術訓練センターにおいては、東京都の緊急事態措置等を受け、新型コロナウイルス感染症対策として時間を短縮し実施した。

ただし、本庁監査は例年どおり実施した。

5 監査の結果

事務事業の執行については、概ね適正に処理されており特に指摘する事項はなかったが、注意・指導を要する事項があったので意見を述べる。

なお、一部の事務処理に見受けられた軽微な誤りについては、監査の過程で担当部課等に対し指導を行った。

6 意見

(1) 公金の取扱い

公金の取扱いについては、私費での立替払、前渡金の精算及び収納金の払込みの遅れが見受けられた。公金の取扱いは、例え少額であっても会計経理を誤らせるだけでなく、時には事故につながる恐れもあるため、今後は、地方自治法、規則等に基づいた公金の取扱いに努められたい。

(2) 文書事務の適正な執行

起案文書の作成については、記載内容と作成方法の誤りが散見された。

また、起案文書の決定日等については、決定権者等が勤務庁に出勤していない日であったものが見受けられた。

自治体は文書主義の原則を旨とし、公文書をもって区民等への説明責任を果たさなければならない。このことを踏まえ、今後は、事務職、技術職等の職種に関わらず清掃一組職員全体として、適正文書事務の執行に努められたい。

(3) 契約事務の適正な執行

契約の手続については、今年度も業者が同一で、内容が類似し、契約日が近接しているなどの契約が見受けられた。経費節減、事務作業の効率化を目指し、また透明性を確保する上でも適正な契約事務の執行に努められたい。

(4) 文書事務等研修の充実による人材育成の強化

上記(2)、(3)については、文書事務及び契約等の財務事務に関する知識と理解の不足が影響していると考えられる。当該事務に関する研修の内容と方法を見直し、上記事項の改善を図られたい。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、研修、

説明会等の中止又は規模を縮小したものが多く見受けられた。各主管課及び所属部署は、十分に教育を受けられなかった職員に対し、フォロー体制の強化に努められたい。

(5) 令和元年度定期監査の注意・指導事項への対応状況（重点監査項目）

令和元年度定期監査で注意・指導したことが是正されているかを確認した。

結果は軽微なものは是正されていたが、一方、所属全体又は係間の調整が必要なものに一部は正されていないものがあった。

今後は、所属全体又は係間での協体制度を強化し、適正な事務処理に努められたい。

第2 工事及び委託監査

1 監査対象

総務部、清掃技術訓練センター、施設管理部、各清掃工場、中防処理施設管理事務所及び建設部所管の契約金額100万円以上の工事（修繕含む。）及び委託

2 監査の実施期間・範囲・方法

種別 項目	契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託	契約金額500万円以上の工事及び委託
監査実施期間	令和3年5月11日から 令和4年2月17日まで	令和3年9月6日から 令和4年2月17日まで
監査の範囲	令和2年度に契約したもの又は 契約変更したもの	・令和2年度に契約したもの又は契約 変更したもの ・令和元年度（平成31年度）以前 に契約したもので、令和2年度内に 完了したもので、又は令和3年度以降 継続しているもの
監査方法	対象となる工事及び委託 548 件 中 145 件 (26.5%) を抽出し、定期 監査時に併せ、監査資料に基づ き書類審査及び疑問点等の確認 を行った。また、新型コロナウイ ルス感染症対策として時間を短 縮し実施した。	対象となる工事及び委託 448 件中 66 件 (14.7%) を抽出し、監査資料に 基づき書類審査及び疑問点等の確認 を行った。

3 技術調査委託

技術調査は、外部の専門技術者が第三者の立場で、当該事業に関わる計画、設計、積算等に関する事項が適切に行われているかを、プラント工事に精通している技術士が調査し評価を行うものである。今年度は「特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム」に委託し実施した。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、調査範囲を機械分野（プラント機械、建築機械）と電気分野（プラント電気、建築電気）の2分野に絞り、多人数での調査を回避し実施した。

調査対象：光が丘清掃工場建替工事

委託期間：令和3年9月1日から令和4年2月17日まで

4 監査の着眼点

監査にあたっては、工事は設計・仕様書、積算、施工、委託は設計・仕様書、積算、業務履行のそれぞれ3分野ごとに着眼点を設定し実施した。

また、「施工管理」を重点監査項目とし、関係図書の確認及び管理が適切に行われているかについて検証を行った。

5 監査の結果

監査対象期間における工事及び委託については、概ね適正に執行されており、特に指摘する事項はなかったが、一部に以下のような注意・指導を要する事項があったので意見を述べる。

6 意見

(1) 施工管理全般について

① 文書の適正な管理について

今回の工事及び委託監査において、関係書類を別ファイル等に保存していたり、差替え前の書類を保存していたりした事例が複数部署で確認された。

公文書については、決められた場所に保存管理していなければ、必要な文書を探し出す時間がかかるだけでなく、住民等第三者への説明責任を果たすことができなくなるため、適正文書管理を実施されたい。

② 特記仕様書で提出を求めている書類について

今回の工事及び委託監査において、特記仕様書で提出を求めている書類が未提出であった事例が複数見られた。

監督員は、当該書類が契約内容の適正な履行を確認するために必要な書類であることを十分理解し、提出の確認にあたりとともに、受注者から提出が無い場合には適切な指導等に努められたい。

併せて、管理監督者は適時適切な指導等を行うことで、監督員に特記仕様書の意義を十分理解させ、未提出の改善を図られたい。

(2) 契約締結事務（特命随意契約）について

契約のあり方については、原則として、特命随意契約から競争入札に変更するの方針が出されている工事等の中で、今年度、委託2件、工事1件で特命随意契約が行われている事例が見受けられた。

清掃一組としての第一優先事項は安定した施設運営であり、やむを得ない事情で契約方法を変更できないところもあるが、今後は、工事等の性格を十分に

把握した上で、分離発注をするなどの工夫を重ね、方針に沿った見直しを検討されたい。

第3 財政援助団体監査（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）

1 監査実施日

令和3年5月11日から令和4年2月17日まで実施した。

2 監査対象

東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会（総務部所管）

3 監査の範囲及び方法

令和2年4月1日から監査実施当日まで（契約関係は令和2年度分）の書類について監査した。

財政的援助に基づく事業運営が援助の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の結果

事務事業の執行については、適正に処理されており特に指摘する事項はなかったが、今後の事務処理について意見を述べる。

5 意見

互助会事務に携わる職員は、職員互助会経費に公金が含まれているという認識をしっかりと持ち、引き続き、適切な事務処理に取り組み、併せて、管理監督者においては、組織内のチェック体制を整備するとともに、職員への注意喚起と指導に努められたい。

(写)

3 清 監 第 6 9 号
令 和 4 年 3 月 1 日

東京二十三区清掃一部事務組合
議 会 議 長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員 山 本 泰 人
監査委員 木 内 清

令和3年度財政援助団体（東京エコサービス株式会社）
監査の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、吉住健一監査委員及び和田ひでとし監査委員は令和3年6月27日まで関与し、山本泰人監査委員及び木内清監査委員は同年6月28日から関与しています。

また、本間敏明監査委員は地方自治法第199条の2の規定により本監査については関与していません。

記

- 1 監査実施期間
令和3年5月11日から令和4年2月17日まで実施した。
- 2 監査対象
東京エコサービス株式会社
- 3 監査の範囲及び方法
令和2年4月1日から監査当日までの書類について監査した。
出資目的に沿って適正に事業が運営されているか、及び会計経理等が適正に処理されているかを主眼として監査を実施した。
また、新型コロナウイルス感染症対策として、書類審査とヒアリングの日程を分けるなどが密集しないよう対策を取った上で実施した。
- 4 監査の結果
適正に執行されており、特に指摘する事項はなかった。

Z010402

令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会 追 加 議 事 日 程 （第1号）

令和4年3月18日（金） 午後3時35分 開議

追加日程第1	議案第8号	中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
追加日程第2	議案第9号	多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
追加日程第3	議案第10号	有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
追加日程第4	議案第11号	葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

令和4年3月18日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 桑原 ようへい 様

財務委員長
水島 道徳

財務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則
第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第8号	中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	原案可決
議案第9号	多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	原案可決
議案第10号	有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	原案可決
議案第11号	葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	原案可決

議

案

議案第八号

中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

右の議案を提出する。

令和四年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 山崎 孝 明

一 次 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
のとおりの目的 中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約を締結する。

二 契約の方法 随意契約
三 契約の金額 四億九千七百二十万円
四 契約の相手方 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目七番八十九号

代理人 取締役社長 三野 禎 男
東京都品川区南大井六丁目二十六番三号

日立造船株式会社
東京本社
環境営業統括部長 石川 英 司

五 工 期 契約確定の日から令和四年七月二十九日まで

(提案理由)

東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成十二年条例第三十八号)第二条の規定により、本案を提出します。

議案第九号

多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

右の議案を提出する。

令和四年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 山崎 孝明

一 次のとおり多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。

二 契約の目的 多摩川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事の請負

三 契約の金額 四億九千五百万円

四 契約の相手方 兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目四番七十八号 株式会社神戸環境ソリューション

代理人 東京都品川区西品川一丁目一番一号 株式会社神戸環境ソリューション
東京支社長 久保 哲也

五 工 期 契約確定の日から令和四年七月十五日まで

(提案理由)
東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成十二年条例第三十八号)第二条の規定により、本案を提出します。

議案第十号

有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
右の議案を提出する。

令和四年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 山崎 孝明

一 次 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
のとおりの目的 有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約を締結する。

二 契約の方法 随意契約
三 契約の金額 三億六千六百三十万円
四 契約の相手方 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

代理人 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四番二号
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
国内事業部
営業部長 二橋 仁郎

五 工 期 契約確定の日から令和四年九月二日まで

(提案理由)
東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例(平成十二年条例第三十八号)第二条の規定により、本案を提出します。

議案第十一号

葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

右の議案を提出する。

令和四年三月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 山崎 孝 明

一 次 葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について。
の と お り 葛 飾 清 掃 工 場 焼 却 炉 補 修 及 び そ の 他 整 備 工 事 請 負 契 約 を 締 結 す る 。

二 契 約 の 目 的 葛 飾 清 掃 工 場 焼 却 炉 補 修 及 び そ の 他 整 備 工 事 請 負 契 約 の 請 負
契 約 の 方 法 随 意 契 約
三 契 約 の 金 額 四 億 四 千 九 百 九 十 万 円
四 契 約 の 相 手 方 兵 庫 県 尼 崎 市 金 楽 寺 町 二 丁 目 二 番 三 十 三 号

株 式 会 社 タ ク マ 代 表 取 締 役 社 長 南 條 博 昭

東 京 都 港 区 芝 浦 三 丁 目 九 番 一 号 代 理 人

株 式 会 社 タ ク マ 東 京 支 社

支 社 長 丸 田 元 太

五 工 期 契 約 確 定 の 日 か ら 令 和 四 年 七 月 十 五 日 ま で

(提 案 理 由)

東 京 二 十 三 区 清 掃 一 部 事 務 組 合 議 会 の 議 決 に 付 す べ き 契 約 及 び 財 産 の 取 得 又 は 処 分
に 関 す る 条 例 (平 成 十 二 年 条 例 第 三 十 八 号) 第 二 条 の 規 定 に よ り 、 本 案 を 提 出 し ま す 。

報告第二号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により、これを報告する。

令和四年三月十八日

東京二十三区清掃一部事務組合 管理者 山崎 孝 明

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項及び管理者の専決処分事項の指定について（平成十二年四月一日議決）第一号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和四年三月七日

東京二十三区清掃一部事務組合 管理者 山崎 孝 明

一 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成十二年条例第四十三号。以下「条例」という。）第九條第一項に規定する廃棄物処理手数料の請求に關し、次のとおり訴えを提起する。

原告 東京都千代田区飯田橋三丁目五番一号
被告 東京都葛飾区お花茶屋三丁目十七番九号
有限会社スズ

二 訴えの趣旨

有限会社スズ（以下「組合」という。）は、従前より東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）が管理運営するごみ処理施設への事業系一般廃棄物の搬入を行い、条例第九條第一項に規定する廃棄物処理手数料（以下

三

(2) (1) 「手数料」という。を納付していたが、令和二年七月以降、度重なる手数料の納付遅滞が見受けられた。この納付遅滞を受け、組合はスズに対して再三の督促を実施したにもかかわらず、全額回収の目途が立たない状況である。よって組合は、スズに対して未納額全ての元金百七十三万四千九百十五円の支払を求める訴えを提起する。訴訟遂行の方針を認め、和解するものとする。上訴するものとする。

令和4年第1回臨時会
東京二十三区清掃一部事務組合議会会議録

令和4年5月 発行

編集発行 東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館20階
電話 03(5210)9729

印 刷 物 登 録
令和4年度 第5号

この冊子は再生紙を使用しています。

